

燕市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。))の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p> <p>(加える。)</p>

する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項**第1号**の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項**第2号**の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

(加える。)

(加える。)

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額**及び世帯別平等割額**の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.30を乗じて算定する。

2 (略)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万3,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.10を乗じて算定する。

2 (略)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万5,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))

保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第16条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第16条において同じ。)以外の世帯 23,000円

(2) 特定世帯 11,500円

(3) 特定継続世帯 17,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.70を乗じて算定する。

第6条の3 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,400円とする。

第6条の5 削除

と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第6条の5及び第16条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の5及び第16条において同じ。)以外の世帯 24,600円

(2) 特定世帯 12,300円

(3) 特定継続世帯 18,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.90を乗じて算定する。

第6条の3 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第6条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,600円

(2) 特定世帯 4,300円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

第8条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,000円とする。

第10条～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

(3) 特定継続世帯 6,450円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.30を乗じて算定する。

第8条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万5,800円とする。

第10条～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,640円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 16,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 12,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,380円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 17,220円

(イ) 特定世帯 8,610円

(ウ) 特定継続世帯 12,915円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,020円

(イ) 特定世帯 3,010円

(ウ) 特定継続世帯 4,515円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,060円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,300円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,700円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

(イ) 特定世帯 6,150円

(ウ) 特定継続世帯 9,225円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,300円

(イ) 特定世帯 2,150円

(ウ) 特定継続世帯 3,225円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,900円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,920円

(イ) 特定世帯 2,460円

(ウ) 特定継続世帯 3,690円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,680円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,800円

第17条～第20条 (略)

附 則

1～9 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、**第6条の2**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第34条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,760円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) **特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯** 1,720円

(イ) **特定世帯** 860円

(ウ) **特定継続世帯** 1,290円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,160円

第17条～第20条 (略)

附 則

1～9 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、**第6条の3**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第34条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と

する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1

する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の3、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1

項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、**第6条の2**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17～18 (略)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、**第6条の2**、第7条及び第1

条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、**第6条の3**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17～18 (略)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、**第6条の3**、第7条及び第1

6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、**第6条の2**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例

6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、**第6条の3**、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

21 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

21 (略)

平成30年度の国民健康保険税について（案）の概要

1. 税率改正にあたっての基本的な考え方

- ①新潟県から示された確定納付金をもとに、現行の国保税率で試算した平成30年度単年度収支見込みでは余剰が見込めるため、国民健康保険税を全体で9,000万円程度減額となる税率に改正します。
- ②国民健康保険税の賦課割合は、応能割（所得に応じて賦課する所得割）と応益割（被保険者1人にかかる均等割と世帯毎にかかる平等割）が50対50となる割合を基準とします。
- ③県が示す標準保険料率の方式に合わせて、国保税の構成の内、後期高齢者支援金分の平等割を廃止します。

2. 税率改正（案）の内容

区分	算定区分	現行	改正案	比較
医療給付費分	所得割	8.10%	7.30%	▲0.80%
	均等割	25,200円	23,600円	▲1,600円
	平等割	24,600円	23,000円	▲1,600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.90%	2.70%	▲0.20%
	均等割	8,800円	13,400円	4,600円
	平等割	8,600円	廃止	▲8,600円
介護納付金分	所得割	2.30%	2.20%	▲0.10%
	均等割	15,800円	14,000円	▲1,800円

※平均応能割・応益割 51.36% : 48.64%

3. 1人当たりの税額比較

課税区分	現行	改正案	引下げ額	引下げ率
	1人当たり平均 保険税額	1人当たり平均 保険税額		
医療+後期+介護	100,275円	94,662円	▲5,613円	▲5.60%

4. モデルケース

(年間額)

世帯例	現行	改正案	引下げ額	1人当たり 影響額
1人世帯 本人(72歳):年金所得33万円 (年金収入153万円)	20,100円 (7割軽減)	17,900円 (7割軽減)	▲2,200円	▲2,200円
夫婦2人世帯 夫(67歳):年金所得88万円 (年金収入208万円) 婦(65歳):年金所得0円 (年金収入50万円)	111,000円 (5割軽減)	103,400円 (5割軽減)	▲7,600円	▲3,800円
夫婦2人世帯 夫(52歳):営業所得80万円 妻(48歳):給与所得40万円 (給与収入105万円)	178,000円 (2割軽減)	165,700円 (2割軽減)	▲12,300円	▲6,150円
夫婦と子供2人の4人世帯 夫(45歳):営業所得200万円 妻(43歳):給与所得150万円 (給与収入250万円) 子(17歳):学生 子(13歳):学生	578,400円	545,300円	▲33,100円	▲8,275円

5. 適用時期

改正税率での税額計算は、普通徴収の方は平成30年7月の本算定から、特別徴収(年金天引き)の方は平成30年10月支給分からの適用となります。

燕市国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険の<u>事務</u>(第1条)</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会(<u>第2条—第3条</u>)</p> <p>第3章～附則 (略)</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険の<u>事務</u> (この市が行う国民健康保険の<u>事務</u>)</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会 <u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「国民健康保険運営協議会」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。</u></p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p><u>第2条の2</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 <u>前2条</u>に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章 保険給付 (一部負担金)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険(第1条)</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会(<u>第2条・第3条</u>)</p> <p>第3章～附則 (略)</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険 (この市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会 (加える。)</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p><u>第2条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 <u>前条</u>に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章 保険給付 (一部負担金)</p>

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第5条～第14条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第5条～第14条 (略)

燕市国民健康保険給付準備基金条例 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>燕市国民健康保険事業財政調整基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険事業の健全な運営に資するため、<u>燕市国民健康保険事業財政調整基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>国民健康保険事業費納付金</u>の納付に要する費用に不足が生じた場合<u>等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる</u>場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>燕市国民健康保険給付準備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の保険給付、老人医療費拠出金の納付及び介護納付金の納付に要する費用の財源に充て、</u>国民健康保険事業の健全な運営に資するため、<u>燕市国民健康保険給付準備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>国民健康保険の保険給付、老人医療費拠出金の納付及び介護納付金</u>の納付に要する費用に不足が生じた場合<u>又は当該年度の国民健康保険税の額が著しく高くなる</u>場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>

平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度燕市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,717千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,288,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月28日 提出 燕市長 鈴木 力

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,733,899	△93,500	1,640,399
	1 国庫負担金	1,315,486	△93,960	1,221,526
	2 国庫補助金	418,413	460	418,873
4 療養給付費等交付金		130,600	16,254	146,854
	1 療養給付費等交付金	130,600	16,254	146,854
5 前期高齢者交付金		2,265,994	267,884	2,533,878
	1 前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	2,533,878
6 県支出金		364,060	△859	363,201
	1 県負担金	65,029	△859	64,170
7 共同事業交付金		1,964,069	△227,848	1,736,221
	1 共同事業交付金	1,964,069	△227,848	1,736,221
8 財産収入		5	2	7
	1 財産運用収入	5	2	7
9 繰入金		620,802	1,109	621,911
	1 他会計繰入金	620,801	1,109	621,910
11 諸収入		15,435	17,241	32,676
	2 雑入	10,129	17,241	27,370
歳	入	合	計	
		9,308,610	△19,717	9,288,893

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		941,798	△18,055	923,743
	1 後期高齢者支援金等	941,798	△18,055	923,743
4 前期高齢者納付金等		3,415	37	3,452
	1 前期高齢者納付金等	3,415	37	3,452
5 介護納付金		358,672	△1,701	356,971
	1 介護納付金	358,672	△1,701	356,971
8 基金積立金		468,595	2	468,597
	1 基金積立金	468,595	2	468,597
歳	出	合	計	
		9,308,610	△19,717	9,288,893

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,733,899	△93,500	1,640,399
4 療養給付費等交付金	130,600	16,254	146,854
5 前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	2,533,878
6 県支出金	364,060	△859	363,201
7 共同事業交付金	1,964,069	△227,848	1,736,221
8 財産収入	5	2	7
9 繰入金	620,802	1,109	621,911
11 諸収入	15,435	17,241	32,676
歳入合計	9,308,610	△19,717	9,288,893

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2保険給付費	5,235,977	0	5,235,977	△87,962		247,364	△159,402
3後期高齢者支援金 等	941,798	△18,055	923,743	△4,134		△1,015	△12,906
4前期高齢者納付金 等	3,415	37	3,452			2,665	△2,628
5介護納付金	358,672	△1,701	356,971	△545		△667	△489
6共同事業拠出金	1,964,361	0	1,964,361			△190,948	190,948
7保健事業費	121,855	0	121,855	△1,718			1,718
8基金積立金	468,595	2	468,597			2	
歳 出 合 計	9,308,610	△19,717	9,288,893	△94,359		57,401	17,241

2 歳 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
3	国庫支出金	1,733,899	△93,500	1,640,399
	1国庫負担金	1,315,486	△93,960	1,221,526
	1療養給付費等負担金	1,250,457	△93,101	1,157,356
	3特定健康診査等負担金	13,652	△859	12,793
	2国庫補助金	418,413	460	418,873
	2災害臨時特例補助金	1	460	461
4	療養給付費等交付金	130,600	16,254	146,854
	1療養給付費等交付金	130,600	16,254	146,854
	1療養給付費等交付金	130,600	16,254	146,854
5	前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	2,533,878
	1前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	2,533,878
	1前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	2,533,878
6	県支出金	364,060	△859	363,201
	1県負担金	65,029	△859	64,170
	2特定健康診査等負担金	13,652	△859	12,793
7	共同事業交付金	1,964,069	△227,848	1,736,221
	1共同事業交付金	1,964,069	△227,848	1,736,221
	1高額医療費共同事業交付金	212,601	△36,900	175,701
	2保険財政共同安定化事業交付金	1,751,468	△190,948	1,560,520
8	財産収入	5	2	7
	1財産運用収入	5	2	7
	1利子及び配当金	5	2	7
9	繰入金	620,802	1,109	621,911
	1他会計繰入金	620,801	1,109	621,910
	1一般会計繰入金	620,801	1,109	621,910

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
1	現年度分	△93,101	現年度分 △93,101
1	特定健康診査等負担金	△859	特定健康診査等負担金 △859
1	災害臨時特例補助金	460	災害臨時特例補助金 460
2	過年度分	16,254	過年度分 16,254
1	前期高齢者交付金	267,884	前期高齢者交付金 267,884
1	特定健康診査等負担金	△859	特定健康診査等負担金 △859
1	高額医療費共同事業交付金	△36,900	高額医療費共同事業交付金 △36,900
1	保険財政共同安定化事業交付金	△190,948	保険財政共同安定化事業交付金 △190,948
1	基金収入	2	給付準備基金利子収入 2
1	保険基盤安定繰入金	△4,599	保険基盤安定繰入金 △4,599

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
	11諸収入	15,435	17,241	32,676
	2雑入	10,129	17,241	27,370
	1一般被保険者第三者納付金	5,000	11,430	16,430
	3一般被保険者返納金	1,510	5,811	7,321
	歳 入 合 計	9,308,610	△19,717	9,288,893

09-01-01 一般会計繰入金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
4	財政安定化支援事業繰入金	5,708	財政安定化支援事業繰入金 5,708
1	一般被保険者第三者納付金	11,430	一般被保険者第三者納付金 11,430
1	一般被保険者返納金	5,811	一般被保険者返納金 5,811

3 歳 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
款	項	目							
2保険給付費			5,235,977	0	5,235,977	△87,962		247,364	△159,402
1療養諸費			4,577,067	0	4,577,067	△77,726		251,984	△174,258
1一般被保険者療養給付費			4,417,493	0	4,417,493	△77,121		233,824	△156,703
2退職被保険者等療養給付費			109,268	0	109,268			16,254	△16,254
3一般被保険者療養費			36,000	0	36,000	△605		1,906	△1,301
2高額療養費			629,210	0	629,210	△10,235		△4,625	14,860
1一般被保険者高額療養費			607,713	0	607,713	△10,202		△4,732	14,934
3一般被保険者高額介護合算療養費			1,990	0	1,990	△33		107	△74
3移送費			200	0	200	△1		5	△4
1一般被保険者移送費			100	0	100	△1		5	△4
3後期高齢者支援金等			941,798	△18,055	923,743	△4,134		△1,015	△12,906
1後期高齢者支援金等			941,798	△18,055	923,743	△4,134		△1,015	△12,906
1後期高齢者支援金			941,727	△18,053	923,674	△4,134		△1,015	△12,904
2後期高齢者関係事務費拠出金			71	△2	69				△2
4前期高齢者納付金等			3,415	37	3,452			2,665	△2,628
1前期高齢者納付金等			3,415	37	3,452			2,665	△2,628
1前期高齢者納付金			3,349	37	3,386			2,665	△2,628
5介護納付金			358,672	△1,701	356,971	△545		△667	△489
1介護納付金			358,672	△1,701	356,971	△545		△667	△489

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正
			財源更正
			財源更正
			財源更正
			財源更正
			財源更正
			財源更正
			財源更正
19 負担金補助及び交付金	△18,053	1 後期高齢者支援金 【健康福祉部 保険年金課】 ・後期高齢者支援金	△18,053 △18,053
19 負担金補助及び交付金	△2	1 後期高齢者関係事務費抛出金 【健康福祉部 保険年金課】 ・後期高齢者関係事務費抛出金	△2 △2
19 負担金補助及び交付金	37	1 前期高齢者納付金 【健康福祉部 保険年金課】 ・前期高齢者納付金	37 37

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1介護納付金	358,672	△1,701	356,971	△545		△667	△489
6共同事業拠出金			1,964,361	0	1,964,361			△190,948	190,948
		1共同事業拠出金	1,964,361	0	1,964,361			△190,948	190,948
		2保険財政共同安定事業拠出金	1,758,850	0	1,758,850			△190,948	190,948
7保健事業費			121,855	0	121,855	△1,718			1,718
		1特定健康診査等事業費	55,695	0	55,695	△1,718			1,718
		1特定健康診査等事業費	55,695	0	55,695	△1,718			1,718
8基金積立金			468,595	2	468,597			2	
		1基金積立金	468,595	2	468,597			2	
		1給付準備基金積立金	468,595	2	468,597			2	
歳 出 合 計			9,308,610	△19,717	9,288,893	△94,359		57,401	17,241

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
19	負担金補助及び交付金	△1,701	1 介護納付金 【健康福祉部 保険年金課】 ・介護納付金 △1,701 △1,701
			財源更正
			財源更正
25	積立金	2	1 保険給付準備基金積立金 【健康福祉部 保険年金課】 ・保険給付準備基金利子積立金 2 2

平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要

資料④ - 2

1. 平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

今回の補正予算は、社会保険診療報酬支払基金より通知された当年度確定納付金額に基づき、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金を調整します。
また、保険給付準備基金に係る利子収入を同基金へ積み立てます。

(1) 補正額と財源内訳

(単位：千円)

補正前の額	今回補正額	財源内訳				補正後の額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
9,308,610	△ 19,717	△ 94,359		57,401	17,241	9,288,893

(2) 歳入の概要

※歳入及び歳出の概要の補正前予算額は今回補正となる科目を対象に集計してあります。

(単位：千円)

番号	科目			補正前予算額	補正額	関連歳出
1	国庫支出金	国庫負担金	療養給付費等負担金（現年度分）	1,250,456	△ 93,101	歳出1,4
			特定健康診査等負担金	13,652	△ 859	-
		国庫補助金	災害臨時特例補助金	1	460	-
2	療養給付費等交付金	療養給付費等交付金	過年度分	1	16,254	-
3	前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	2,265,994	267,884	歳出3
4	県支出金	県負担金	特定健康診査等負担金	13,652	△ 859	-
5	共同事業交付金	共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金	212,601	△ 36,900	-
			保険財政共同安定化事業交付金	1,751,468	△ 190,948	-

(単位：千円)

番号	科 目		補正前予算額	補正額	関連歳出	
6	財産収入	財産運用収入	給付準備基金利子収入	5	2	歳出5
7	繰入金	他会計繰入金	保険基盤安定繰入金	417,603	△ 4,599	歳出1,4
			財政安定化支援事業繰入金	44,410	5,708	-
8	諸収入	雑入	一般被保険者第三者納付金	5,000	11,430	-
			一般被保険者返納金	1,500	5,811	-

(3) 歳出の概要

(単位：千円)

3 款 後期高齢者支援金等							
1 項 後期高齢者支援金等							
1 目 後期高齢者支援金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
1	後期高齢者支援金	社会保険診療報酬支払基金より通知された確定納付金額に基づき減額します。 ・ 後期高齢者支援金 △ 18,053千円	941,727	△ 18,053	国県支出金 △4,134 繰入金 △1,015	△ 12,904	-

2 目 後期高齢者関係事務費拠出金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
2	後期高齢者関係事務費拠出金	社会保険診療報酬支払基金より通知された確定納付金額に基づき減額します。 ・ 後期高齢者関係事務費拠出金 △ 2千円	71	△ 2		△ 2	-

(単位：千円)

4 款 前期高齢者納付金等							
1 項 前期高齢者納付金等							
1 目 前期高齢者納付金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
3	前期高齢者納付金	社会保険診療報酬支払基金より通知された確定納付金額に基づき増額します。 ・ 前期高齢者納付金 37千円	3,349	37	前期高齢者交付金 2,665	△ 2,628	-

5 款 介護納付金							
1 項 介護納付金							
1 目 介護納付金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
4	介護納付金	社会保険診療報酬支払基金より通知された確定納付金額に基づき減額します。 ・ 介護納付金 △ 1,701千円	358,672	△ 1,701	国県支出金 △545 繰入金 △667	△ 489	-

8 款 基金積立金							
1 項 基金積立金							
1 目 給付準備基金積立金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
5	保険給付準備基金利子積立金	基金の利子収入を国民健康保険給付準備基金に積み立てます。 ・ 保険給付準備基金利子積立金 2千円 (積立後基金残高 556,464千円)	5	2	利子収入 2		-

平成30年度燕市国民健康保険特別会計予算

平成30年度燕市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,067,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年 2月28日 提出 燕市長 鈴木 力

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1, 479, 492
	1 国民健康保険税	1, 479, 492
2 使用料及び手数料		800
	1 手数料	800
3 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
4 療養給付費等交付金		1
	1 療養給付費等交付金	1
5 県支出金		5, 035, 669
	1 県補助金	5, 035, 668
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		28
	1 財産運用収入	28
7 繰入金		537, 326
	1 他会計繰入金	537, 325
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		14, 659
	1 延滞金加算金及び過料	5, 306
	2 雑入	9, 353
歳 入	合 計	7, 067, 978

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		116,853
	1 総務管理費	103,470
	2 徴税費	11,957
	3 運営協議会費	543
	4 趣旨普及費	883
2 保険給付費		4,942,325
	1 療養諸費	4,332,453
	2 高額療養費	584,566
	3 移送費	200
	4 出産育児一時金	17,606
	5 葬祭費	7,500
3 国民健康保険事業費納付金		1,866,765
	1 医療給付費分	1,281,532
	2 後期高齢者支援金等分	435,386
	3 介護納付金分	149,847
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		117,686
	1 特定健康診査等事業費	53,906
	2 保健事業費	63,780
6 基金積立金		28
	1 基金積立金	28
7 諸支出金		14,320
	1 償還金及び還付加算金	14,317
	2 延滞金	3
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	7,067,978

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	1,479,492	1,674,356	△194,864
2 使用料及び手数料	800	800	0
3 国庫支出金	2	1,733,575	△1,733,573
4 療養給付費等交付金	1	130,600	△130,599
5 県支出金	5,035,669	364,060	4,671,609
6 財産収入	28	5	23
7 繰入金	537,326	617,896	△80,570
8 繰越金	1	1	0
9 諸収入	14,659	15,435	△776
* 前期高齢者交付金	0	2,265,994	△2,265,994
* 共同事業交付金	0	1,964,069	△1,964,069
歳入合計	7,067,978	8,766,791	△1,698,813

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1総務費	116,853	119,488	△2,635	1,393		115,460	
2保険給付費	4,942,325	5,235,977	△293,652	4,917,219		11,200	13,906
3国民健康保険事業 費納付金	1,866,765	0	1,866,765	82,132		410,670	1,373,963
4財政安定化基金拠 出金	1	0	1				1
5保健事業費	117,686	121,855	△4,169	34,924		2,426	80,336
6基金積立金	28	5	23			28	
7諸支出金	14,320	11,220	3,100				14,320
8予備費	10,000	10,000	0				10,000
* 後期高齢者支援金 等	0	941,798	△941,798				
* 前期高齢者納付金 等	0	3,415	△3,415				
* 介護納付金	0	358,672	△358,672				
* 共同事業拠出金	0	1,964,361	△1,964,361				
歳 出 合 計	7,067,978	8,766,791	△1,698,813	5,035,668		539,784	1,492,526

2 歳 入

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
1国民健康保険税		1,479,492	1,674,356	△194,864
1国民健康保険税		1,479,492	1,674,356	△194,864
1一般被保険者国民健康保険税		1,465,211	1,614,993	△149,782
2退職被保険者等国民健康保険税		14,281	59,363	△45,082

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
1	医療給付費分 現年課税分	962,667	医療給付費分現年度分 調定見込額 1,016,025 収納見込額 (94.0%) 955,063 医療給付費分過年度分 調定見込額 8,090 収納見込額 (94.0%) 7,604 955,063 7,604
2	後期高齢者支 援金分現年課 税分	338,439	後期高齢者支援金分現年度分 調定見込額 356,838 収納見込額 (94.0%) 335,427 後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 3,205 収納見込額 (94.0%) 3,012 335,427 3,012
3	介護納付金分 現年課税分	114,787	介護納付金分現年度分 調定見込額 120,683 収納見込額 (94.0%) 113,442 介護納付金分過年度分 調定見込額 1,431 収納見込額 (94.0%) 1,345 113,442 1,345
4	医療給付費分 滞納繰越分	37,071	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 285,166 収納見込額 (13.0%) 37,071 37,071
5	後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	7,691	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 59,164 収納見込額 (13.0%) 7,691 7,691
6	介護納付金分 滞納繰越分	4,556	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 35,046 収納見込額 (13.0%) 4,556 4,556
1	医療給付費分 現年課税分	6,199	医療給付費分現年度分 調定見込額 6,884 収納見込額 (90.0%) 6,195 医療給付費分過年度分 調定見込額 5 収納見込額 (90.0%) 4 6,195 4
2	後期高齢者支 援金分現年課 税分	2,385	後期高齢者支援金分現年度分 調定見込額 2,649 収納見込額 (90.0%) 2,384 後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (90.0%) 1 2,384 1
3	介護納付金分 現年課税分	1,342	介護納付金分現年度分 調定見込額 1,490 収納見込額 (90.0%) 1,341 介護納付金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (90.0%) 1 1,341 1

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	2使用料及び手数料	800	800	0
	1手数料	800	800	0
	1督促手数料	800	800	0
	3国庫支出金	2	1,733,575	△1,733,573
	1国庫負担金	1	1,315,486	△1,315,485
	1療養給付費等負担金	1	1,250,457	△1,250,456
	* 高額医療費共同事業負担金	0	51,377	△51,377
	* 特定健康診査等負担金	0	13,652	△13,652
	2国庫補助金	1	418,089	△418,088
	1災害臨時特例補助金	1	1	0
	* 財政調整交付金	0	408,692	△408,692
	* 制度関係業務準備事業費補助金	0	9,396	△9,396
	4療養給付費等交付金	1	130,600	△130,599
	1療養給付費等交付金	1	130,600	△130,599
	1療養給付費等交付金	1	130,600	△130,599
	5県支出金	5,035,669	364,060	4,671,609
	1県補助金	5,035,668	299,031	4,736,637
	1保険給付費等交付金	5,035,668	0	5,035,668
	* 国民健康保険調整交付金	0	299,031	△299,031
	2財政安定化基金交付金	1	0	1
	1財政安定化基金交付金	1	0	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 医療給付費分 滞納繰越分	2,888	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 57,763 収納見込額 (5.0%) 2,888	2,888
5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	586	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 11,736 収納見込額 (5.0%) 586	586
6 介護納付金分 滞納繰越分	881	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 17,629 収納見込額 (5.0%) 881	881
1 督促手数料	800	督促手数料	800
1 過年度分	1	過年度分	1
		廃科目	
		廃科目	
1 災害臨時特例 補助金	1	災害臨時特例補助金	1
		廃科目	
		廃科目	
1 過年度分	1	過年度分	1
1 保険給付費等 交付金	5,035,668	普通交付金 特別交付金	4,917,219 118,449
		廃科目	
1 財政安定化基 金交付金	1	財政安定化基金交付金	1

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	* 県負担金	0	65,029	△65,029
	* 高額医療費共同事業負担金	0	51,377	△51,377
	* 特定健康診査等負担金	0	13,652	△13,652
	6財産収入	28	5	23
	1財産運用収入	28	5	23
	1利子及び配当金	28	5	23
	7繰入金	537,326	617,896	△80,570
	1他会計繰入金	537,325	617,895	△80,570
	1一般会計繰入金	537,325	617,895	△80,570
	2基金繰入金	1	1	0
	1財政調整基金繰入金	1	1	0
	8繰越金	1	1	0
	1繰越金	1	1	0
	1繰越金	1	1	0
	9諸収入	14,659	15,435	△776
	1延滞金加算金及び過料	5,306	5,306	0
	1一般被保険者延滞金	5,000	5,000	0
	2退職被保険者等延滞金	300	300	0
	3一般被保険者加算金	3	3	0
	4退職被保険者等加算金	3	3	0
	2雑入	9,353	10,129	△776

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		廃科目	
		廃科目	
1 基金収入	28	財政調整基金利子収入	28
1 保険基盤安定繰入金	360,552	保険基盤安定繰入金	360,552
2 職員給与費等繰入金	115,455	職員給与費等繰入金	115,455
3 出産育児一時金繰入金	11,200	出産育児一時金繰入金	11,200
4 財政安定化支援事業繰入金	50,118	財政安定化支援事業繰入金	50,118
1 財政調整基金繰入金	1	財政調整基金繰入金	1
1 前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
1 一般被保険者延滞金	5,000	一般被保険者延滞金	5,000
1 退職被保険者等延滞金	300	退職被保険者等延滞金	300
1 一般被保険者加算金	3	一般被保険者加算金	3
1 退職被保険者等加算金	3	退職被保険者等加算金	3

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	1一般被保険者第三者納付金	5,000	5,000	0
	2退職被保険者等第三者納付金	100	500	△400
	3一般被保険者返納金	1,510	1,510	0
	4退職被保険者等返納金	11	11	0
	5雑入	2,732	3,108	△376
* 前期高齢者交付金		0	2,265,994	△2,265,994
	* 前期高齢者交付金	0	2,265,994	△2,265,994
	* 前期高齢者交付金	0	2,265,994	△2,265,994
* 共同事業交付金		0	1,964,069	△1,964,069
	* 共同事業交付金	0	1,964,069	△1,964,069
	* 高額医療費共同事業交付金	0	212,601	△212,601
	* 保険財政共同安定化事業交付金	0	1,751,468	△1,751,468
歳 入 合 計		7,067,978	8,766,791	△1,698,813

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	一般被保険者 第三者納付金	5,000	一般被保険者第三者納付金 5,000
1	退職被保険者 等第三者納付 金	100	退職被保険者等第三者納付金 100
1	一般被保険者 返納金	1,510	一般被保険者返納金 一般被保険者返納金滞納繰越分 1,500 10
1	退職被保険者 等返納金	11	退職被保険者等返納金 退職被保険者等返納金滞納繰越分 10 1
1	雑入	2,157	雑入 雇用保険料個人負担金 特定健診自己負担金 胃がんリスク検診自己負担金 指定公費返納金滞納繰越分 300 11 1,145 700 1
2	国保連合会補 助金	575	国保連合会補助金 575
			廃科目
			廃科目
			廃科目

3 歳 出

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	1	総務費	116,853	119,488	△2,635	1,393		115,460
		1総務管理費	103,470	105,988	△2,518	1,393		102,077
		1一般管理費	99,103	101,382	△2,279	1,393		97,710
		2国民健康保 険団体連合 会負担金	4,367	4,606	△239			4,367
	2	徴税費	11,957	11,898	59			11,957
		1賦課徴収費	11,957	11,898	59			11,957

01-01-01 一般管理費

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	39,838	1 職員人件費	82,683
3 職員手当等	28,622	【総務部 総務課】	
4 共済費	14,512	・一般職給料 (11人)	39,838
7 賃 金	1,744	・扶養手当	564
9 旅 費	41	・管理職手当	286
11 需用費	1,040	・住居手当	626
12 役務費	1,405	・通勤手当	449
13 委託料	11,898	・時間外勤務手当	1,853
14 使用料及び賃借料	3	・管理職員特別勤務手当	21
		・期末手当	9,385
		・勤勉手当	6,497
		・児童手当	405
		・退職手当負担金	8,536
		・共済費	14,160
		・地方公務員災害補償基金負担金	63
		2 一般管理費	16,420
		【健康福祉部 保険年金課】	
		・社会保険料	289
		・臨時職員賃金	1,744
		・普通旅費	41
		・消耗品費	834
		・印刷製本費	206
		・通信運搬費	1,398
		・手数料	7
		・国保ラインシステム保守業務委託料	216
		・高額療養費自己負担限度額細分化システム改修業務委託料	1,394
		・国保ラインシステム改修業務委託料	108
		・被保険者証年次更新業務委託料	431
		・高額療養費支給勸奨通知作成委託料	466
		・国保情報集約システム運用保守業務委託料	2,384
		・共同電算処理業務委託料	6,038
		・レセプト電算処理業務委託料	861
		・高速道路使用料	3
19 負担金補助及び交付金	4,367	1 連合会負担金	4,367
		【健康福祉部 保険年金課】	
		・第一種負担金	3,919
		・求償事務受益者負担金	448
11 需用費	2,238	1 賦課経費	3,354
12 役務費	6,665	【市民生活部 税務課】	
13 委託料	333	・消耗品費	48
19 負担金補助及び交付金	2,712	・印刷製本費	1,359
27 公課費	9	・通信運搬費	1,947
		2 収納経費	8,603
		【市民生活部 収納課】	
		・消耗品費	47
		・印刷製本費	563
		・修繕料	80
		・燃料費	141
		・通信運搬費	3,299

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3運営協議会費	543	548	△5			543	
		1運営協議会費	543	548	△5			543	
		4趣旨普及費	883	1,054	△171			883	
		1趣旨普及費	883	1,054	△171			883	
		2保険給付費	4,942,325	5,235,977	△293,652	4,917,219		11,200	13,906
		1療養諸費	4,332,453	4,577,067	△244,614	4,332,453			
		1一般被保険者療養給付費	4,237,289	4,417,493	△180,204	4,237,289			
		2退職被保険者等療養給付費	51,093	109,268	△58,175	51,093			
		3一般被保険者療養費	32,000	36,000	△4,000	32,000			
		4退職被保険者等療養費	600	1,000	△400	600			
		5審査支払手数料	11,471	13,306	△1,835	11,471			
		2高額療養費	584,566	629,210	△44,644	584,566			
		1一般被保険者高額療養費	571,632	607,713	△36,081	571,632			
		2退職被保険者等高額療養費	11,262	19,217	△7,955	11,262			

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 1,392 ・自動車保険料 27 ・収納業務電算作業委託料 333 ・嘱託徴収業務負担金 2,712 ・自動車重量税 9 	
1 報酬	375	1 運営協議会費 543 【健康福祉部 保険年金課】	
9 旅費	12	・運営協議会委員報酬 375	
11 需用費	122	・費用弁償 12	
12 役務費	34	・消耗品費 122	
		・通信運搬費 34	
11 需用費	883	1 趣旨普及費 883 【健康福祉部 保険年金課】	
		・消耗品費 363	
		・印刷製本費 520	
19 負担金補助及び交付金	4,237,289	1 一般被保険者療養給付費 4,237,289 【健康福祉部 保険年金課】	
		・一般被保険者療養給付費 4,237,289	
19 負担金補助及び交付金	51,093	1 退職被保険者等療養給付費 51,093 【健康福祉部 保険年金課】	
		・退職被保険者等療養給付費 51,093	
19 負担金補助及び交付金	32,000	1 一般被保険者療養費 32,000 【健康福祉部 保険年金課】	
		・一般被保険者療養費 32,000	
19 負担金補助及び交付金	600	1 退職被保険者等療養費 600 【健康福祉部 保険年金課】	
		・退職被保険者等療養費 600	
13 委託料	11,471	1 審査支払手数料 11,471 【健康福祉部 保険年金課】	
		・診療報酬審査委託料 11,471	
19 負担金補助及び交付金	571,632	1 一般被保険者高額療養費 571,632 【健康福祉部 保険年金課】	
		・一般被保険者高額療養費 571,632	
19 負担金補助及び交付金	11,262	1 退職被保険者等高額療養費 11,262 【健康福祉部 保険年金課】	
		・退職被保険者等高額療養費 11,262	

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3一般被保険者高額介護合算療養費	1,486	1,990	△504	1,486			
		4退職被保険者等高額介護合算療養費	186	290	△104	186			
		3移送費	200	200	0	200			
		1一般被保険者移送費	100	100	0	100			
		2退職被保険者等移送費	100	100	0	100			
		4出産育児一時金	17,606	22,000	△4,394			11,200	6,406
		1出産育児一時金	17,600	22,000	△4,400			11,200	6,400
		2審査支払手数料	6	0	6				6
		5葬祭費	7,500	7,500	0				7,500
		1葬祭費	7,500	7,500	0				7,500
		3国民健康保険事業費納付金	1,866,765	0	1,866,765	82,132		410,670	1,373,963
		1医療給付費分	1,281,532	0	1,281,532	82,132		296,104	903,296
		1一般被保険者医療給付費分	1,272,445	0	1,272,445	82,132		296,104	894,209
		2退職被保険者等医療給付費分	9,087	0	9,087				9,087
		2後期高齢者支援金等分	435,386	0	435,386			86,285	349,101
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	432,415	0	432,415			86,285	346,130

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
19	負担金補助及び交付金	1,486	1 一般被保険者高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額介護合算療養費	1,486 1,486
19	負担金補助及び交付金	186	1 退職被保険者等高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額介護合算療養費	186 186
19	負担金補助及び交付金	100	1 一般被保険者移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者移送費	100 100
19	負担金補助及び交付金	100	1 退職被保険者等移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等移送費	100 100
19	負担金補助及び交付金	17,600	1 出産育児一時金 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金	17,600 17,600
13	委託料	6	1 審査支払手数料 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金支払手数料	6 6
19	負担金補助及び交付金	7,500	1 葬祭費 【健康福祉部 保険年金課】 ・葬祭費	7,500 7,500
19	負担金補助及び交付金	1,272,445	1 一般被保険者医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者医療給付費分	1,272,445 1,272,445
19	負担金補助及び交付金	9,087	1 退職被保険者等医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等医療給付費分	9,087 9,087
19	負担金補助及び交付金	432,415	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分	432,415 432,415

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2退職被保険者等後期高齢者支援金等分	2,971	0	2,971				2,971
		3介護納付金分	149,847	0	149,847			28,281	121,566
		1介護納付金分	149,847	0	149,847			28,281	121,566
		4財政安定化基金拠出金	1	0	1				1
		1財政安定化基金拠出金	1	0	1				1
		1財政安定化基金拠出金	1	0	1				1
		5保健事業費	117,686	121,855	△4,169	34,924		2,426	80,336
		1特定健康診査等事業費	53,906	55,695	△1,789	26,422		1,145	26,339
		1特定健康診査等事業費	53,906	55,695	△1,789	26,422		1,145	26,339
		2保健事業費	63,780	66,160	△2,380	8,502		1,281	53,997
		1保健衛生普及費	63,780	66,160	△2,380	8,502		1,281	53,997

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区	分			
19	負担金補助及び交付金	2,971	1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等後期高齢者支援金等分	2,971 2,971
19	負担金補助及び交付金	149,847	1 介護納付金分 【健康福祉部 保険年金課】 ・介護納付金分	149,847 149,847
19	負担金補助及び交付金	1	1 財政安定化基金拠出金 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政安定化基金拠出金	1 1
8	報償費	4,264	1 特定健康診査等事業費 【健康福祉部 保険年金課】	53,906
11	需用費	356	・特定健診従事者謝金	4,264
12	役務費	1,214	・消耗品費	87
13	委託料	48,072	・印刷製本費	269
			・通信運搬費	1,214
			・特定健診受診勧奨通知委託料	3,383
			・特定健康診査委託料	40,495
			・特定健康診査審査委託料	2,283
			・特定保健指導委託料	1,911
4	共済費	355	1 保健事業費 【健康福祉部 保険年金課】	63,780
7	賃金	2,200	・社会保険料	355
8	報償費	1,270	・保健指導看護師賃金	2,200
9	旅費	41	・補助事業謝金	908
11	需用費	1,498	・単独事業謝金	362
12	役務費	3,312	・普通旅費	41
13	委託料	18,445	・消耗品費	904
18	備品購入費	465	・印刷製本費	477
19	負担金補助及び交付金	36,194	・修繕料	60
			・燃料費	57
			・通信運搬費	3,300
			・自動車保険料	12
			・医療費通知作成委託料	1,026
			・ジェネリック医薬品差額通知委託料	5,184
			・慢性腎臓病（CKD）進行予防事業委託料	1,944
			・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料	1,620
			・胃がんリスク検診委託料	2,730
			・慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業委託料	551

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
						特 定 財 源			
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		6基金積立金	28	5	23			28	
		1基金積立金	28	5	23			28	
		1財政調整基金積立金	28	5	23			28	
		7諸支出金	14,320	11,220	3,100				14,320
		1償還金及び還付加算金	14,317	11,217	3,100				14,317
		1過年度支出金	1	1	0				1
		2一般被保険者保険税還付金	14,000	11,000	3,000				14,000
		3退職被保険者等保険税還付金	100	100	0				100
		4一般被保険者還付加算金	200	100	100				200
		5退職被保険者等還付加算金	16	16	0				16
		2延滞金	3	3	0				3
		1延滞金	3	3	0				3
		8予備費	10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
		*後期高齢者支援金等	0	941,798	△941,798				
		*後期高齢者支援金等	0	941,798	△941,798				

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞再発予防事業委託料 216 ・第三者行為レセプト分析業務委託料 216 ・レセプト点検業務委託料 4,634 ・残薬対策事業委託料 324 ・備品購入費 465 ・人間ドック助成金 36,194 	
25 積立金	28	1 財政調整基金積立金 28 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政調整基金利子積立金 28	
23 償還金利子及び割引料	1	1 国庫支出金等返還金 1 【健康福祉部 保険年金課】 ・国庫支出金等返還金 1	
23 償還金利子及び割引料	14,000	1 一般被保険者保険税還付金 14,000 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付金 14,000	
23 償還金利子及び割引料	100	1 退職被保険者等保険税還付金 100 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付金 100	
23 償還金利子及び割引料	200	1 一般被保険者還付加算金 200 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付加算金 200	
23 償還金利子及び割引料	16	1 退職被保険者等還付加算金 16 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付加算金 16	
23 償還金利子及び割引料	3	1 延滞金 3 【市民生活部 収納課】 ・延滞金 3	

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
款	項	目							
		*後期高齢者 支援金	0	941,727	△941,727				
		*後期高齢者 関係事務費 拠出金	0	71	△71				
		*前期高齢者納付 金等	0	3,415	△3,415				
		*前期高齢者納 付金等	0	3,415	△3,415				
		*前期高齢者 納付金	0	3,349	△3,349				
		*前期高齢者 関係事務費 拠出金	0	66	△66				
		*介護納付金	0	358,672	△358,672				
		*介護納付金	0	358,672	△358,672				
		*介護納付金	0	358,672	△358,672				
		*共同事業拠出金	0	1,964,361	△1,964,361				
		*共同事業拠出 金	0	1,964,361	△1,964,361				
		*高額医療費 共同事業拠 出金	0	205,511	△205,511				
		*保険財政共 同安定事業 拠出金	0	1,758,850	△1,758,850				
歳 出 合 計			7,067,978	8,766,791	△1,698,813	5,035,668		539,784	1,492,526

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		廃科目
		廃科目
		廃科目
		廃科目
		廃科目
		廃科目
		廃科目

平成30年度
燕市国民健康保険事業運営に関する
事業計画

平成30年4月
健康福祉部 保険年金課

【 目 次 】

第1章	事業運営の健全化と事業計画	3
第2章	国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題	
第1節	国民健康保険特別会計の現状及び見通し	3
1.	被保険者数の推移	3
2.	一人当たりの国保税調定額と収納率（現年課税分）の推移	3
3.	一人当たりの保険給付費の推移	4
4.	財政状況	4
第2節	国民健康保険事業運営の課題	5
第3章	国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	
第1節	国民健康保険税の収納率向上への取り組み	6
第2節	第三者行為に関する取り組み強化について	7
第3節	保健事業について	8
1.	ジェネリック医薬品の使用促進事業（差額通知）	8
2.	柔道整復療養費の適正受診対策	8
3.	多受診患者の実態把握と受診行動適正化	8
4.	慢性腎臓病（CKD）進行予防事業	8
5.	糖尿病性腎症重症化予防事業	8
6.	特定健診受診率向上事業	9
7.	胃がん対策事業	9
8.	慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業	9
9.	脳梗塞再発予防事業	9
10.	残薬・ポリファーマシー対策事業	10

第1章 事業運営の健全化と事業計画

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として地域住民の健康保持を図り、生活の安定に重要な役割を果たしているが、反面、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

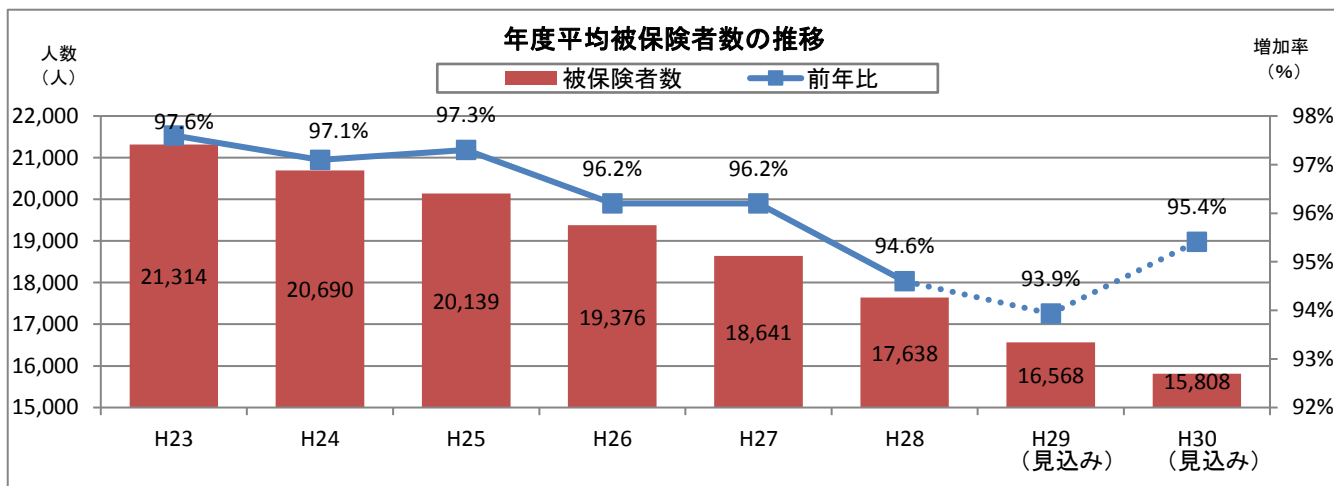
このような状況の中、本計画は、国民健康保険事業運営の健全化（国保財政の収支不均衡の解消等）を基本に、今後の事業運営にかかる様々な課題を整理し、対策を講じながら中長期的に安定した事業運営を図ることを目的に策定するものである。

第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

第1節 国民健康保険特別会計の現状及び見通し

1. 被保険者数の推移

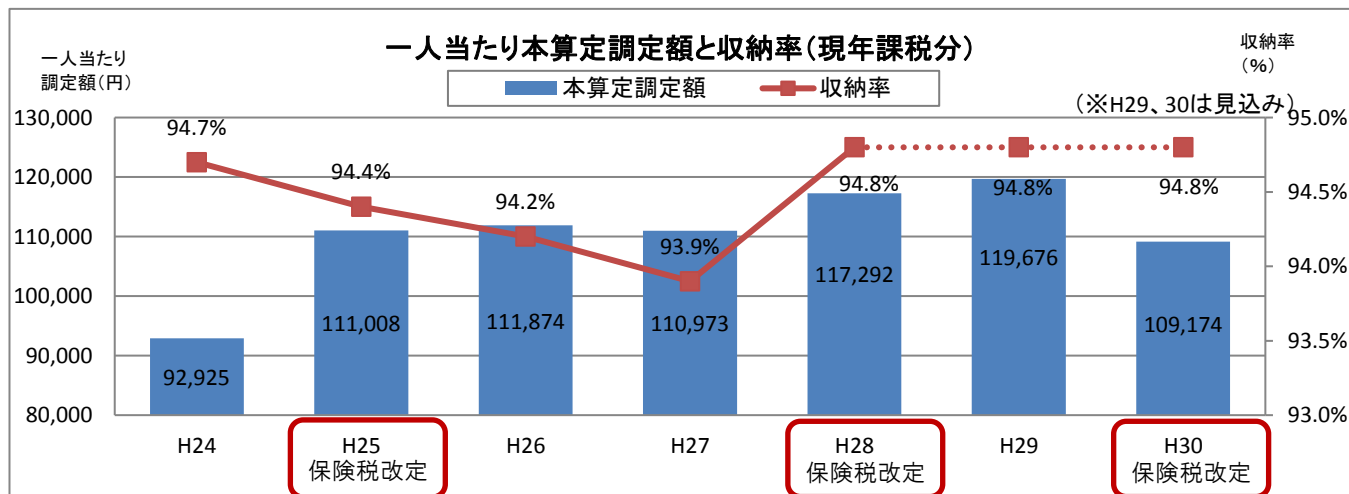
各年度の平均被保険者数については、28年度は前年度比で5.4%の減少となり、27年度以前と比べ大幅な減少率となったが、29年度の被保険者数は、それをさらに上回る減少が予想され、少子高齢化等の影響が顕著に現れていると言える。また、こうした減少傾向は今後も継続していくと推測される。



2. 一人当たりの国保税調定額と収納率(現年課税分)の推移

ここで示す一人当たり国保税調定額は、本算定時の調定額を被保険者数の平均で除した金額を表したものであり、国保税改定が実施された25年度に概ね20%程度上昇している。

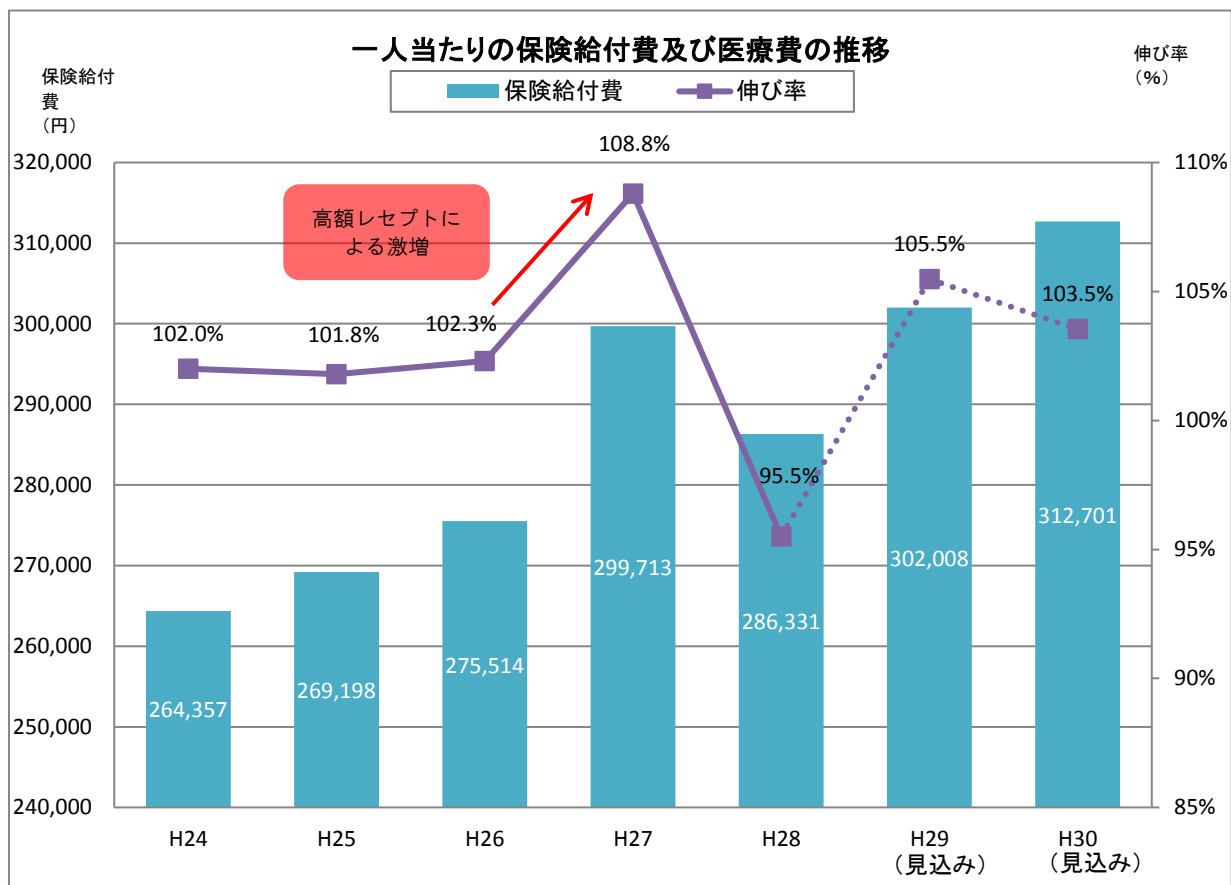
また、28年度に実施された国保税改定においては、前年度調定額に対して概ね6%程度の上昇となっている。



3. 一人当たりの保険給付費の推移

一人当たりの保険給付費は毎年増加しており、26年度までは前年度比2～3%の上昇で推移していたが、「脳梗塞」、「その他の心疾患」等高額レセプトの発生や新規高額薬剤の影響により27年度の一人当たり保険給付費は前年度に対し伸び率108.8%と激増している。

その後、28年度下半期以降の推移から先の医療費高騰は収束したと言える状況になったが、高騰時ほどではないものの高額薬剤による医療費増は現在も継続しており、加えて「脳梗塞」等生活習慣病に起因する疾病については、今後また医療費高騰時のような状況が発生する可能性もあるため、医療費推移の見通しは依然として不透明な状況が続いている。



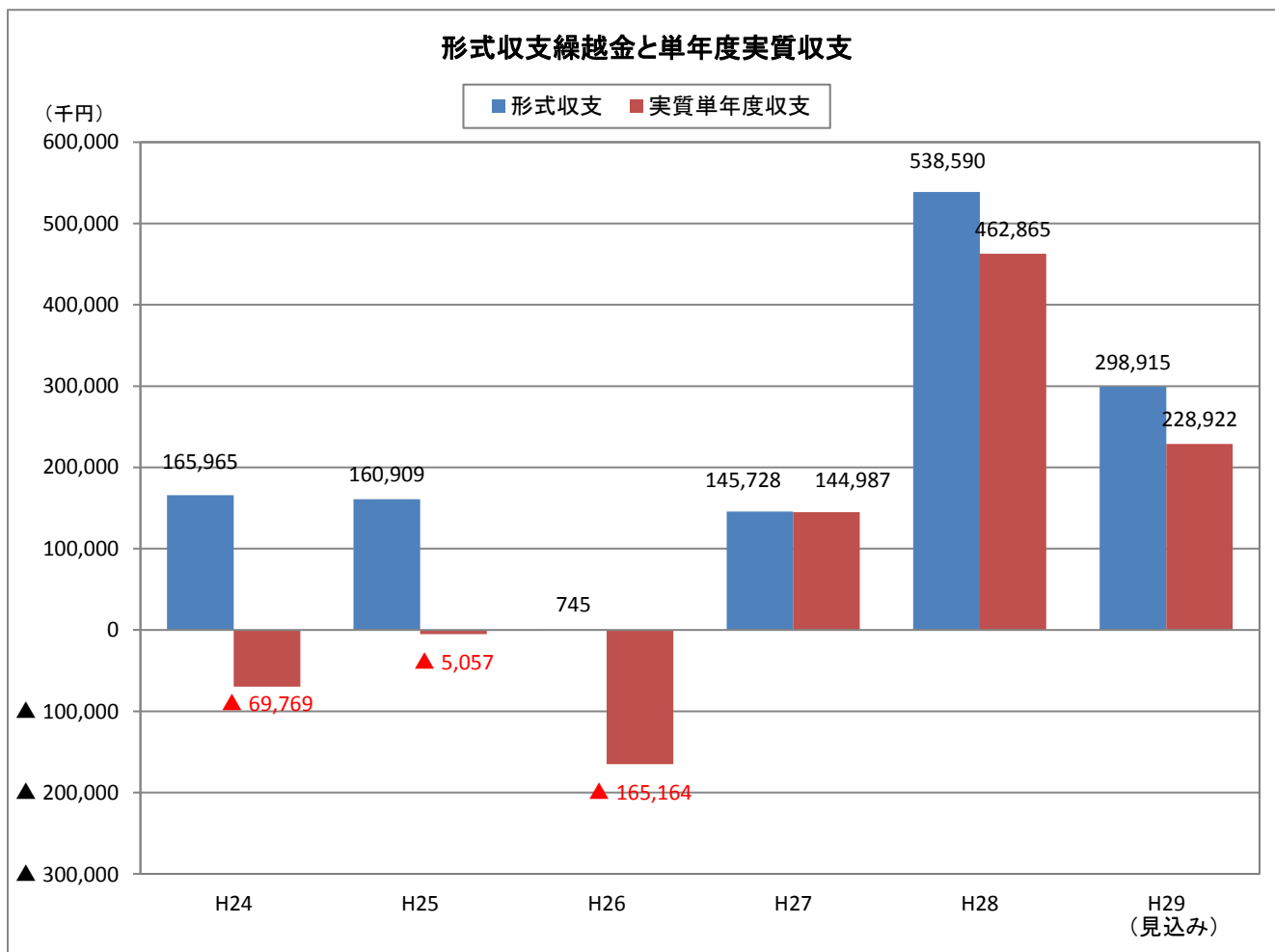
4. 財政状況

被保険者数、国保税及び給付費等の推移により決算見込みを試算すると、29年度は形式収支で298,915千円、単年度実質収支で228,922千円の黒字となる見込みである。

29年度の黒字については、医療費高騰の収束に加えて、前期高齢者交付金における前々年度精算（27年度医療費高騰時の精算につき追加交付となった）によるところが大きい。

■ 歳入-歳出

区分 (科目)	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算 (決算見込み)
形式収支 (決算額)	165,965千円	160,909千円	745千円	145,728千円	538,590千円	298,915千円
単年度実質収支	▲ 69,769千円	▲ 5,057千円	▲ 165,164千円	144,987千円	462,865千円	228,922千円



第2節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向にあるものの、少子高齢化と医療の高度化を背景として一人当たりの医療費は年々増加傾向にある。このため、歳出の大部分を占める保険給付費全体が24年度以降緩やかな減少カーブを描く一方で、国保の構造上、被保険者に被用者保険が適用されない非正規雇用者や無収入者等の低所得者が多く含まれるため、これに見合う財源の確保が難しい状況にある。

そうした状況に加え、27年度は医療費の異常な上昇とその高騰状態の継続により財源不足が生じる見込みとなったため、通常の経年で見込まれる医療費増に対しては28年度に国保税率の引き上げにより対応し、それを超える医療費激増に伴う財源不足については「特例的な措置」として、27年度及び28年度で一般会計からの繰り入れを行った。

28年度では医療費の高騰状態が収束の方向に向かっているものの、昨今の被保険者の減少と高齢化の加速、低所得者層の増加、医療の高度化や高額薬剤に伴う医療費の増加等、国保財政に大きな負担となり得る要素を多く抱えている。現状での財政見通しは今後も不透明な状況が想定され、したがって給付に対する適正な財源の確保及び医療費適正化事業等の効率的かつ継続的な実施による歳出抑制が喫緊の課題である。

第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

第1節 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

国保税の収納状況は、以下のとおり推移している。

年度	現年度課税分		滞納繰越分		合計	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
24年度	1,607,329千円	94.7%	76,054千円	16.5%	1,683,383千円	78.0%
25年度	1,803,638千円	94.4%	75,020千円	16.7%	1,878,658千円	79.6%
26年度	1,744,407千円	94.2%	67,009千円	14.6%	1,811,416千円	78.4%
27年度	1,649,587千円	93.9%	74,321千円	16.0%	1,723,908千円	77.6%
28年度	1,689,121千円	94.8%	80,367千円	17.2%	1,769,488千円	78.6%

平成30年度の目標収納率は、27年度・28年度の実績を基に現年度課税分は「94%」以上、滞納繰越分「17%」以上、合計「78%」以上とし、この目標の実現に向け下記の取り組みを実施していく。

【収納率向上に向けた取り組み】

- ① 滞納繰越額の圧縮及び新規滞納者の早期把握と抑制を図るため、10・11月の納税推進強化月間において集中的に文書と電話による催告、臨戸催告、徴収、納税相談、各種調査を実施
- ② 納税の利便性の向上と納税機会の拡大のため、コンビニ納付、窓口延長を実施
- ③ 納税催告等に反応の無い者に対して、財産調査から滞納処分まで一連の滞納整理の早期実施
- ④ 新潟県地方税徴収機構を活用した滞納整理の実施
- ⑤ 納期内納付と収納率向上を図るため、広報紙、ホームページ、庁舎内の掲示パネルによる口座振替の案内やはがき版口座振替依頼書の送付、資格取得時における口座振替の勧誘の実施

第2節 第三者行為に関する取り組み強化について

第三者による不法行為（第三者行為）による被害に係る求償事務については、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月厚生労働省通知）により、各保険者は、まず現状の取り組みを評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取り組みを進めることにより、PDCAサイクルを確立し、継続的に求償事務の取り組み強化を図っていくこととしている。

これを受け、「被害届の自主的な提出率」と「市町村における被害届受理日までの平均日数」について数値目標を定める。

1. 被害届の自主的な提出率

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (数値2+数値3+数値5)	数値2 世帯主等が自主的に提出した被害届の件数	数値3 損害保険会社が提出を代行した被害届の件数	数値4 被害届の自主的な提出率 (数値2+数値3)/数値1	数値5 市町村の勧奨により提出された被害届の件数	基準日
28年度目標	22件	4件	13件	77%	5件	H29. 3. 31
28年度実績	19件	7件	1件	42%	11件	H29. 3. 31
29年度目標	20件	5件	7件	60%	8件	H30. 3. 31
29年度1月末実績	18件	7件	3件	56%	8件	H30. 3. 31
29年度実績見込	20件	7件	4件	55%	9件	H30. 3. 31
30年度目標	20件	6件	6件	60%	8件	H31. 3. 31

損害保険団体との覚書（平成28年3月締結）による効果を期待し、30年度目標として「被害届の自主的な提出率」を29年度目標と同じ60%に設定し、そのうち「損害保険会社が提出を代行した被害届の件数」の比率を多く設定した。

2. 市町村における被害届受理日までの平均日数

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (指標1.の数値1と同値)	数値2 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの総日数	数値3 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの平均日数 (数値2/数値1)	基準日
28年度目標	22件	2,746日	125日	H29. 3. 31
28年度実績	19件	3,670日	193日	H29. 3. 31
29年度目標	20件	2,960日	148日	H30. 3. 31
29年度1月末実績	18件	2,459日	137日	H30. 3. 31
29年度実績見込	20件	2,740日	137日	H30. 3. 31
30年度目標	20件	2,480日	124日	H31. 3. 31

29年度1月末実績が28年度実績より約30%短縮されたことから、30年度目標として「市町村における被害届受理日までの平均日数」が更に10%短縮されると想定した。

第3節 保健事業について

■燕市保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、特定健診データとレセプトデータを組み合わせ構築した燕市医療データベースを最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業の実施を図る。

1. ジェネリック医薬品の使用促進事業(差額通知)⇒ H24年度～継続事業

生活習慣病等で長期にわたって服用し続けなければならない医薬品等について、切り替え可能なジェネリック医薬品の情報(差額通知)を被保険者に提供する。

2. 柔道整復療養費の適正受診対策 ⇒ H25年度～継続事業

国民医療費の伸びを上回る療養費の状況が問題となっている。療養費のなかでも大きなシェアを占める柔道整復施術療養の適正化への取り組みの一環として、次の取り組みを実施する。

- (1) 被保険者に対する柔道整復療養費の医療費通知の徹底
- (2) 保険適用外施術等について、広報つばめ、ホームページ及びチラシ配布等での周知徹底
- (3) 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者への調査の実施

3. 多受診患者の実態把握と受診行動適正化 ⇒ H25年度～継続事業

多受診(重複受診・頻回受診・重複服薬)は、医療費高額化の要因にもなっており、これらの患者に対して正しい受診行動に導く保健指導は重要である。

そのためには効果的な保健事業となるように「多受診患者数とその傾向」を把握し、燕市で実施する医療費分析をもとに対象者を特定し、看護師等の訪問を基本に保健指導を実施する。

4. 慢性腎臓病(CKD)進行予防事業 ⇒ H25年度～継続事業

重症化するまで自覚症状がほとんどなく、適正な治療を受けていない状況で突然「人工透析」治療が必要となる「慢性腎臓病(CKD)」対象者を、燕市医療データベースから特定し、医療機関への受診勧奨を目的とした保健指導(保健師又は看護師による自宅訪問を基本)を実施する。⇒二次予防

5. 糖尿病性腎症重症化予防事業 ⇒ H26年度～継続事業

燕市医療データベースを基に、糖尿病から軽度の腎不全者を特定し、主治医との連携により、対象者に対して食事指導などの生活習慣改善プログラムを実施し、人工透析治療への移行を遅延或いは阻止することで被保険者の生活の質(QOL)の維持を図るとともに、医療費の高騰抑制に繋げることを目的とする。⇒三次予防

なお、平成28年4月に国が策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき事業実施するとともに、県の要請により「平成28年度厚生労働科学研究費補助金『糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発のための研究』」に県内では燕市が唯一参加しており、平成30年度もこの研究への協力及び研修会等に参加する。

6. 特定健診受診率向上事業 ⇒ H25年度～継続事業

燕市国保の特定健診受診率は、平成20年度以降、毎年下降する一方の状況であったため、追加健診や魅力ある検診の提供、また効果的な受診勧奨案内を行うなど、特定健診の受診率向上を目的として事業を実施する。

① 集団健診の受診勧奨案内 < H27年度～ >

過去3年間の特定健診受診状況データを活用し、前年度未受診者を主体にそれぞれ被保険者の受診状況等に応じた内容（3パターン）の受診勧奨案内を集団健診開始前に送付

② 追加健診の実施、及び受診勧奨案内 < H25年度～ >

集団健診未受診者を対象とした追加健診の機会を設け、対象者に受診勧奨の案内通知を送付

7. 胃がん対策事業 ⇒ H26年度～H27年度拡充～継続事業

特定健診（集団健診）受診時に採血した血液を使い、希望者に胃がんリスク検診（ABC検査）を実施。事業開始当初は40歳から5歳間隔で65歳までとした対象年齢を、事業拡充により平成27年度は新たに70歳を対象に加え、魅力ある検診項目の提供により特定健診受診率の向上効果も目的の一つとして事業展開をする。

○対象者 ⇒ 40歳から5歳間隔で70歳までの集団健診受診者（40・45・50・55・60・65・70歳）
対象者へは受診勧奨案内を通知（ただし、人間ドック申込者は除く）

○費用負担 ⇒ 検査費用のうち1,000円自己負担

○検査方法 ⇒ 血液検査（ペプシノゲンとヘリコバクター・ピロリ抗体併用法）

8. 慢性閉塞性肺疾患(COPD)進行予防事業 ⇒ H27年度～継続事業

特定健診（集団健診）受診時に、喫煙或いは喫煙歴のある方を対象（非喫煙の希望者含む）に、COPD検診を実施する。魅力ある検診項目の提供により、受診率向上の効果を図る。

○対象者 ⇒ 喫煙或いは喫煙歴のある者とし、非喫煙者も希望により受診可
過去3年間の特定健診受診歴から「喫煙あり」の者へ受診勧奨案内を通知

○費用負担 ⇒ 無料

○検査方法 ⇒ 簡易スパイロメータ（ハイ・チェッカー）を用いた気流閉塞判定によるスクリーニング検査

9. 脳梗塞再発予防事業 ⇒ H28年度～継続事業

平成27年1月診療分の医療費から高騰状態が継続し、その要因追及のため医療費分析をした結果、疾病別にみると脳梗塞の医療費増加額が最も高くなっていたため、国保財政運営が大変厳しいおり、医療費の高騰抑制に繋げる新たな対策が必要と捉え、脳梗塞を対象としたハイリスクアプローチによる再発予防事業を平成28年度に新規事業として取り組んだ。今年度も同様に継続して実施する。

○脳梗塞既往歴のある者で直近4ヶ月に（脳梗塞での）受診がない者など、再発リスクの高いと考えられる者を対象にリスト作成

○燕市医療データベースを基に脳梗塞再発予防リストを作成・活用し指導対象者を特定

○自宅訪問を基本に看護師等による医療機関への適正受診の保健指導

10. 残薬・ポリファーマシー対策事業 ⇒ H30年度新規事業

被保険者の服薬管理の推進を図ることにより、残薬の誤飲や不適切服薬による副作用の防止や、残薬の再利用により調剤費の節約につなげる。

①残薬対策（節薬バック）事業

50歳以上の被保険者で、例えば1か月に4剤以上処方（内服薬として長期処方）されている、又は高額療養費制度を利用している対象者（約1,800人）に「節約バッグ」を送付する。飲み残しなどの残薬がある場合に、対象者は「節約バッグ」に入れて、残薬の再利用を推進している調剤薬局にお薬手帳とともに持参する。

薬局では、残薬の量や使用期限を確認し、再利用できる場合は医師に連絡し、今後の処方量を調整する。

②ポリファーマシー（多剤投与等）適正化事業【パイロット事業】

診療報酬明細書（レセプト）から60歳以上の被保険者に処方される薬剤情報（例えば1か月に6剤以上処方（内服薬として長期処方））を抽出し、対象となる被保険者（約1,000人）に『服薬情報のお知らせ』を通知する。被保険者は、薬剤師もしくは医師に通知を持参し相談する。

薬剤師が残薬、多剤併用、相互作用、重複服薬、副作用等のヒアリングを行い、服薬情報レポートを作成し医師に送付する。医師は、通知もしくは服薬情報レポート、あるいは両方を基に処方の再構築・多剤併用等を改善・解消する。

※ 効果検証の結果に基づき、次年度以降の対応を検討する。

平成30年度特別会計予算の概要

資料⑤ - 3

○国民健康保険特別会計

歳入

(単位:千円、%)

年 度 款	平成30年度		平成29年度		比 較	
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
1 国民健康保険税	1,479,492	20.9	1,674,356	19.1	△ 194,864	△ 11.6
2 使用料及び手数料	800	0.0	800	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	2	0.0	1,733,575	19.8	△ 1,733,573	△ 100.0
4 療養給付費等交付金	1	0.0	130,600	1.5	△ 130,599	△ 100.0
5 県支出金	5,035,669	71.3	364,060	4.2	4,671,609	1,283.2
6 財産収入	28	0.0	5	0.0	23	460.0
7 繰入金	537,326	7.6	617,896	7.0	△ 80,570	△ 13.0
8 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
9 諸収入	14,659	0.2	15,435	0.2	△ 776	△ 5.0
前期高齢者交付金	0	0.0	2,265,994	25.8	△ 2,265,994	皆減
共同事業交付金	0	0.0	1,964,069	22.4	△ 1,964,069	皆減
歳入合計	7,067,978	100.0	8,766,791	100.0	△ 1,698,813	△ 19.4

歳入全体としては、平成30年度国保制度改正に伴い、国庫支出金、療養給付費等交付金が一部補助金と前年度精算を除いて減となるうえ、前期高齢者交付金及び共同事業交付金は皆減(款廃止)となり、これらにより平成29年度と比較して19.4%(16億9,881万3千円)の減となっています。

主な款別の増減内容は以下のとおりです。

◆国民健康保険税

国保制度改正に伴い、国が算定した国民健康保険事業費納付金(歳出3款)において、医療費高騰の収束や国の公費投入の拡充、激変緩和措置等の影響により、納付金を納めるために必要な保険税収納額が減少するかたちとなりました。

これに加え、被保険者数の減少もあり、全体で11.6%(1億9,486万4千円)の減となっています。

◆国庫支出金

国保制度改正に伴い、定率国庫負担金の前年度精算および東日本大震災に係る特例補助金を除いた科目が皆減となるため、全体で100%(17億3,357万3千円)の減となっています。

◆県支出金

国保制度改正に伴い、普通交付金として保険給付費のうち法定給付分(歳出2款1項～3項)に係る歳出同額が交付され、また保険者努力支援制度等市町村ごとの特別事情に応じて特別交付金が交付されるかたちになります。

これにより、全体で1,283.2%(46億7,160万9千円)の大幅増となっています。

なお、国保制度改正により市町村への交付が廃止となった定率国庫負担金や療養給付費等交付金等は、県の国民健康保険特別会計へ交付され、この普通交付金に充てられるかたちとなります。

歳出

(単位:千円、%)

年度 款	平成30年度		平成29年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 総務費	116,853	1.7	119,488	1.4	△ 2,635	△ 2.2
2 保険給付費	4,942,325	69.9	5,235,977	59.7	△ 293,652	△ 5.6
3 国民健康保険事業費納付金	1,866,765	26.4	0	0.0	1,866,765	皆増
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	0	0.0	1	皆増
5 保健事業費	117,686	1.7	121,855	1.4	△ 4,169	△ 3.4
6 基金積立金	28	0.0	5	0.0	23	460.0
7 諸支出金	14,320	0.2	11,220	0.1	3,100	27.6
8 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
後期高齢者支援金等	0	0.0	941,798	10.8	△ 941,798	皆減
前期高齢者納付金等	0	0.0	3,415	0.0	△ 3,415	皆減
介護納付金	0	0.0	358,672	4.1	△ 358,672	皆減
共同事業拠出金	0	0.0	1,964,361	22.4	△ 1,964,361	皆減
歳出合計	7,067,978	100.0	8,766,791	100.0	△ 1,698,813	△ 19.4

歳出全体としては、平成30年度国保制度改正に伴い国民健康保険事業費納付金の皆増と併せて、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び共同事業拠出金が皆減(款廃止)となり、加えて被保険者数減少の影響等により全体として、平成29年度と比較して19.4%(16億9,881万3千円)の減となっています。

主な款別の増減内容は以下のとおりです。

◆保険給付費

高齢化や医療の高度化により一人当たりの保険給付費の増加傾向は継続していますが、被保険者数減少の影響がより大きく、特に歳出規模の大きい一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費で、それぞれ平成29年度と比較して4.1%(1億8,020万4千円)、5.9%(3,608万1千円)の減となっています。

また、退職者医療制度の廃止により、退職被保険者等療養給付費で53.2%(5,817万5千円)の減となり、全体では5.6%(2億9,365万2千円)の減となっています。

◆国民健康保険事業費納付金

国保制度改正に伴い新設された科目で、18億6,676万5千円の皆増となっています。

この納付金は、保険給付費等の県内全体の所要額から定率国庫負担金等公費を差し引き、それを医療費及び所得のシェアに応じて分配することで算定され、保険税や県特別交付金、基盤安定繰入金を主な財源として県に納付します。